

受動喫煙対策できていますか？

「望まない受動喫煙」をなくすため、健康増進法では、事務所、工場などの「第二種施設」は、原則屋内禁煙とされています。

今一度、次のルールについて守られていることを確認してみましょう。

施設を管理する方が守るべきルール

- ✓ 喫煙禁止場所に灰皿などの喫煙器具・設備を設置していませんか。
- ✓ 施設内に喫煙室を設置している場合、喫煙室と施設の両方の出入口に標識を掲示していますか。
- ✓ 喫煙室の構造や設備はたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合していますか。
- ✓ 喫煙できる場所に20歳未満の者(従業員含む)を立ち入らせていませんか。
- ✓ 喫煙禁止場所で喫煙しているまたは喫煙しようとする者に対して、喫煙の中止又は喫煙禁止場所から退出させていますか。
- ✓ 喫煙できる場所を定めるときは、望まない受動喫煙を生じさせないよう配慮していますか。

喫煙する方が守るべきルール

- ✓ 喫煙禁止場所で喫煙していませんか。
- ✓ 喫煙禁止場所以外の場所(屋外喫煙所等)で喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮していますか。



相談窓口、ホームページのご案内

【厚生労働省 関係】

※いずれも、土日祝日は除く

●健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等(コールセンター 9:30~18:15)

☎ 050-5526-2247

●職場における受動喫煙防止対策に関するご相談

(事業委託先：一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会 10:00~12:00、13:00~17:00)

☎ 050-3537-0777

●各種喫煙室の設置等にかかる、財政・税制上の支援等

[財政支援] 受動喫煙防止対策助成金

[税制措置] 特別償却又は税額控除制度

★詳しくは、厚生労働省ポータル

なくそう！望まない受動喫煙。をご覧ください。

【滋賀県】

●県ホームページ「たばこ対策」 受動喫煙防止対策について

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouthukushi/kenkou/303593.html>



お問い合わせ窓口は

滋賀県健康寿命推進課

TEL:077-528-3668
(9:00~17:00 土・日・祝日は除く)